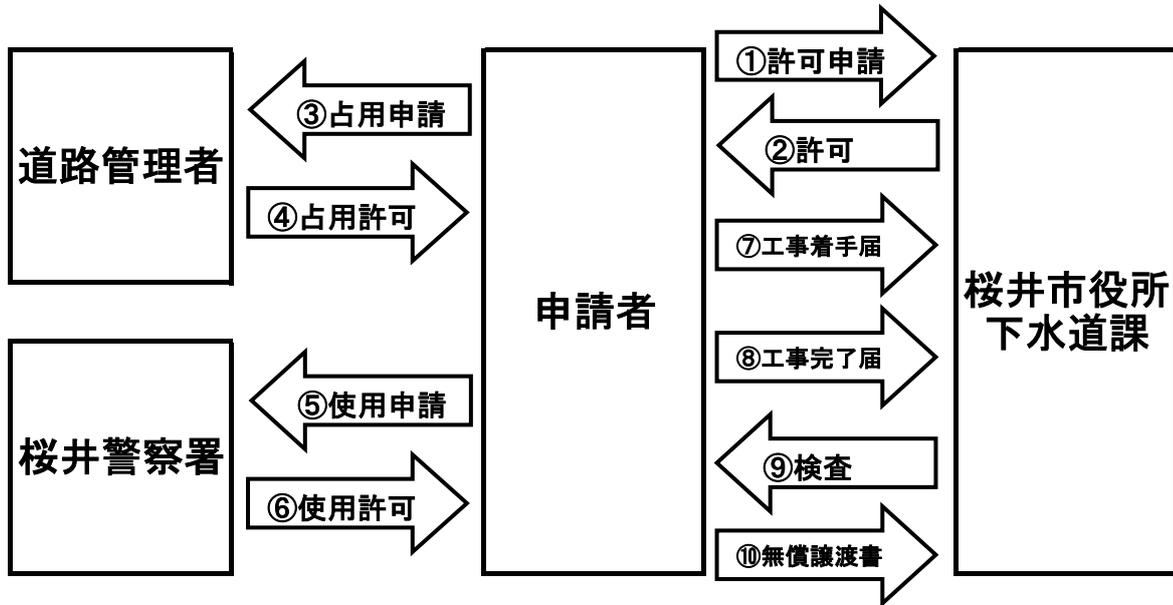


## 下水道法第24条の第1項の規定に基づく 区域外流入制限行為に関する工事の進め方と手順



- ①区域外流入制限行為許可申請書 <下水道法第24条の第1項>  
添付：委任状・土地所有承諾書・図面
- ②区域外流入制限許可書  
※県及び流域下水道センターとの協議が必要な為、許可書の発行に約2ヶ月かかります。
- ③道路占用許可申請 <道路法第32条>  
添付：区長同意書・各種地下埋設物事前調査協議決定書・図面・公共下水道施設工事等承認書  
※市道：桜井市土木課と事前に協議を行い、道路占用許可申請を行う。  
※国道・県道：桜井市下水道課より道路占用許可申請を行うが、申請者は桜井土木事務所（道路管理係）と事前に協議を行い、桜井市下水道課へ工事位置図及び交通対策図を各4部提出する。
- ④道路占用許可書  
※市道：申請者は桜井市土木課より道路占用許可書を受取り、道路使用許可申請を行う。  
※国道・県道：桜井市下水道課より道路占用許可書の写しを受取り、申請者が道路使用許可申請を行う。
- ⑤道路使用許可申請 <道路交通法第77条>  
添付：道路占用許可書の写し・道路占用許可申請添付書類一式  
※上記を2部作成し、申請者が桜井警察署へ申請する。
- ⑥道路使用許可書  
※許可書は現場で常時携帯しておくこと。
- ⑦公共下水道施設築造工事着手届  
※着手予定日の1週間前までに提出
- ⑧公共下水道施設築造工事完了届  
添付：工事記録写真
- ⑨検査  
検査合格後、検査済証を発行
- ⑩公共下水道施設の無償譲渡書  
検査合格後、速やかに無償譲渡書を提出する。